

事務連絡
令和2年4月20日

一般社団法人 信書便事業者協会 御中

総務省 情報流通行政局
郵政行政部信書便事業課

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々の
感染予防、健康管理の強化について（周知）

平素は、郵政行政に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されるとともに、同月16日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」について全都道府県を緊急事態措置の対象とする等の改正が行われ、在宅勤務（テレワーク）の強力な推進、職場での感染防止の取組、「三つの密」を避ける行動の徹底等を促すこととされました。

こうした状況にかんがみ、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業場で働く方々をはじめとして、すべての事業場で働く方々の感染を防止するため、職場における感染予防、健康管理の強化に向けて、事業者、労働者が一体となって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に適切に取り組んでいただくことについて、厚生労働省労働基準局長より総務省所管団体に対する周知への協力依頼があったところです。

貴協会におかれましては、当該対策の趣旨・内容につきご理解いただくとともに、会員事業者に対して周知いただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

以上

<本件お問い合わせ先>

労働基準局 総務課

課長 久知良 俊二

課長補佐 樋口 政純

（代表電話）03(5253)1111(内線 5554)

（直通電話）03(3502)6741

労働基準局 安全衛生部労働衛生課

課長 井内 努

室長補佐 岩澤 俊輔

（代表電話）03(5253)1111(内線 5497)

（直通電話）03(3502)6755